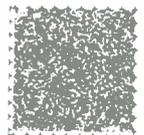


# おおた 障がい施策 推進プラン

大田区障害者計画  
第7期大田区障害福祉計画  
第3期大田区障害児福祉計画  
大田区発達障がい児・者支援計画



この冊子は音声コード付きです。  
右のマークが音声コードで、コードの位置を示すために切り込みを入れています。  
専用の読み上げ装置等を使用して読み取ることで、音声の内容を確認することができます。





---

# 第3章

## 施策の展開

---

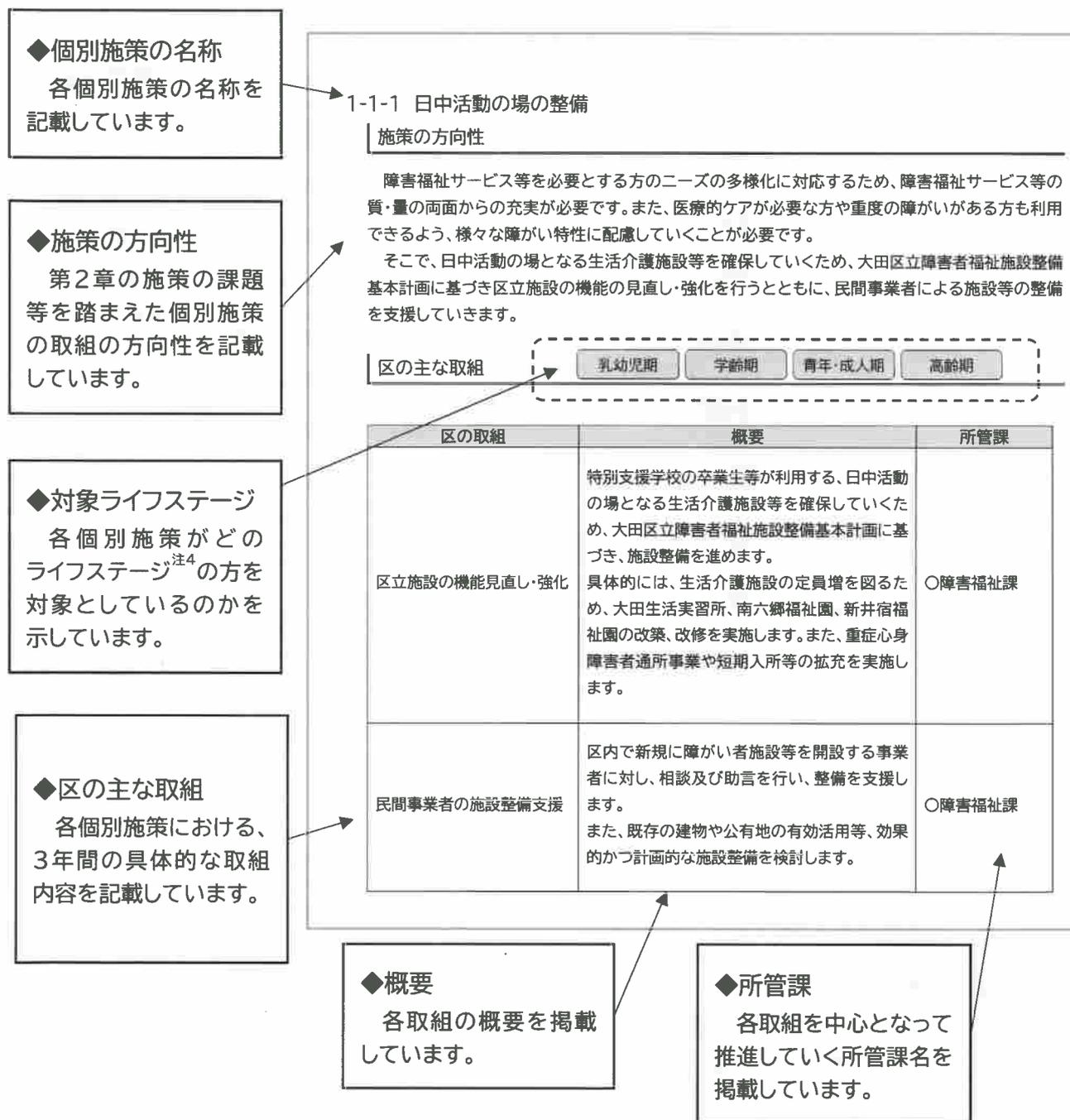
# 1 施策の体系

基本目標	施策目標	個別施策	掲載ページ
基本目標1 自分らしく いきいきと 暮らし続け られるまち	1-1 障害福祉サービス等の 充実	1-1-1 日中活動の場の整備	72
		1-1-2 緊急時の受入体制の充実	73
		1-1-3 人材確保・育成・定着支援の充実	74
		1-1-4 サービスの質の確保・向上	76
	1-2 希望する暮らしの実現	1-2-1 居住の場の確保・充実	77
		1-2-2 地域生活移行支援の充実	78
	1-3 社会参加・社会活動の 充実	1-3-1 就労支援の充実	79
		1-3-2 余暇活動の充実	82
	1-4 保健・医療支援体制の 充実	1-4-1 保健・医療支援体制の充実	84
	1-5 障がい児支援の充実	1-5-1 保育の充実	85
		1-5-2 教育の充実	86
	1-6 障がい特性に応じた 支援の充実	1-6-1 発達障がい者支援の充実	88
		1-6-2 高次脳機能障がい*者支援の充実	90
	基本目標2 互いを理解し つながり 支えあうまち	2-1 相談支援体制の充実・ 強化	2-1-1 相談支援体制の充実・強化
2-1-2 地域ネットワークの充実			93
2-2 障がいへの理解促進	2-2-1 障がいを理由とする差別の 解消の推進	94	
	2-2-2 意思疎通支援*・情報保障*の促進	96	
	2-2-3 地域との交流の充実	98	
基本目標3 尊厳や権利が 守られ 安全・安心に 生活できるまち	3-1 防災・防犯対策の推進	3-1-1 災害時相互支援体制の整備	99
		3-1-2 福祉避難所*等の体制整備	101
		3-1-3 防犯対策の充実	102
	3-2 権利を守るまちの実現	3-2-1 障がい者虐待防止等の推進	103
		3-2-2 成年後見制度*等 権利擁護支援の充実	104
		3-2-3 ユニバーサルデザイン*の まちづくりの推進	106

※前計画から、社会状況や大田区の課題の変化、関連計画の見直し等を踏まえ、施策体系を見直しています。

## 2 個別施策

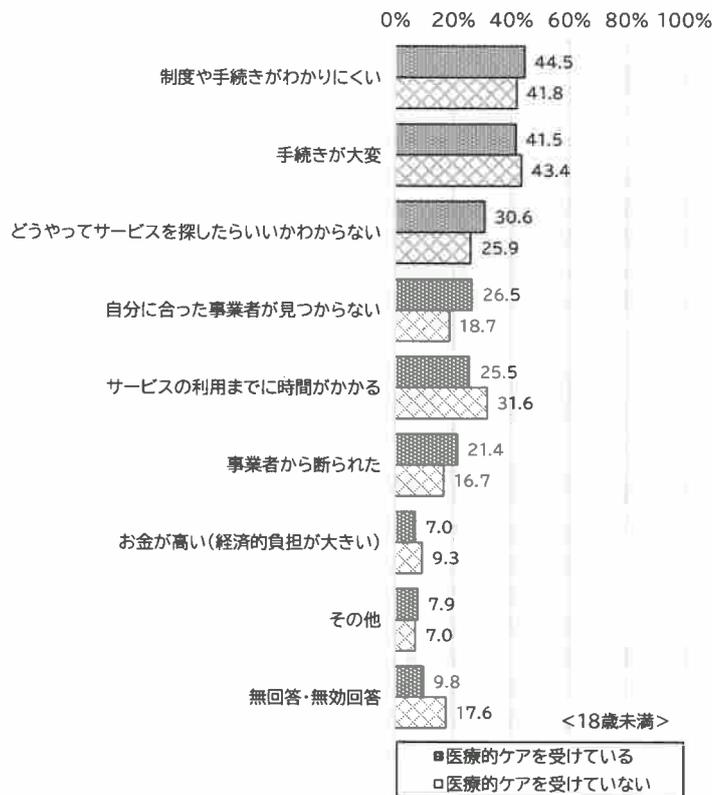
個別施策ページでは、各個別施策の具体的な取組内容等を掲載しています。  
個別施策ページの見方は、次のとおりです。



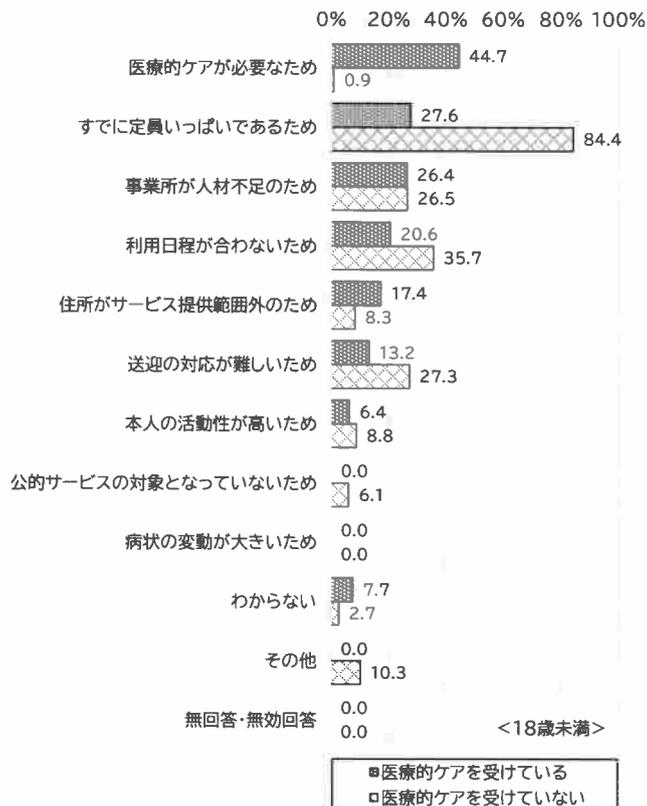
注4:ライフステージとは、人の一生を、乳児期、幼児期、学齢期、青年期・成人期、高齢期等の身体的、精神的な発達段階に応じて区分した生活段階のことです。本計画では、乳幼児期(主に0～6歳頃)、学齢期(主に7～15歳頃)、青年・成人期(主に16～64歳頃)、高齢期(主に65歳以上)に区分しています。

## 実態調査結果(障害福祉サービス等の充実関連)

### サービス利用時に困ったこと (18歳未満、医療的ケアの有無別)



### サービス利用を事業者から断られた理由 (18歳未満、医療的ケアの有無別)



### サービスを利用しやすくするために必要だと思うこと

#### 【18歳未満】

障がい種別に見ると、[高次]において「使いたいときに使えるように利用できる曜日・時間を増やすこと」、「自分に合った事業所を利用できること」の回答が、[身体]、[難病]において「重度の障がいや医療的ケアにも対応できること」の回答が全体と比較して高くなっている。

## 1-1 障害福祉サービス等の充実

### 1-1-1 日中活動の場の整備

#### 施策の方向性

障害福祉サービス等を必要とする方のニーズの多様化に対応するため、障害福祉サービス等の質・量の両面からの充実が必要です。また、医療的ケア※が必要な方や重度の障がいがある方も利用できるよう、様々な障がい特性に配慮していくことが必要です。

そこで、日中活動の場となる生活介護施設等を確保していくため、大田区立障害者福祉施設整備基本計画に基づき区立施設の機能の見直し・強化を行うとともに、民間事業者による施設等の整備を支援していきます。

#### 区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
区立施設の機能見直し・強化	特別支援学校の卒業生等が利用する、日中活動の場となる生活介護施設等を確保していくため、大田区立障害者福祉施設整備基本計画に基づき、施設整備を進めます。 具体的には、生活介護施設の定員増を図るため、大田生活実習所、南六郷福祉園、新井宿福祉園の改築、改修を実施します。また、重症心身障害者※通所事業や短期入所等の拡充を実施します。	○障害福祉課
民間事業者の施設整備支援	区内で新規に障がい者施設等を開設する事業者に対し、相談及び助言を行い、整備を支援します。 また、既存の建物や公有地の有効活用等、効果的かつ計画的な施設整備を検討します。	○障害福祉課

## 実態調査結果(保健・医療支援体制の充実)

### 複合的な課題に関する相談への対応

複合的な課題に関する相談への対応について、「他事業所や行政機関等と連携しながら自事業所で対応している」の回答が86.1%と最も高く、次いで「自事業所では対応せず、他事業所や行政機関等に相談することを勧めている」の回答が21.8%、「自事業所のみで対応している」の回答が19.8%となっている。

### 複合的な課題に対する相談体制強化に向けた課題

複合的な課題に対する相談体制強化に向けた課題について自由記述で尋ねたところ、79件の意見について4の大カテゴリが形成された。このうち件数が多いものとしては、「関係機関・職種の連携強化」が64件、「行政との協働」が8件、「福祉人材の確保・育成」が5件、「報酬や補助金の見直し」が2件となっている。

図表 0-1 複合的な課題に対する相談体制強化に向けた課題(サービス提供事業所)<sup>1</sup>

大カテゴリ	小カテゴリ	件数
関係機関・職種の連携強化	関係機関での情報共有	21
	関係機関の連携促進	16
	日常からの関係構築・交流	11
	事業所間連携の促進	6
	相談窓口の設置・整理	4
	他分野の理解促進	3
	多職種連携の促進	2
	地域包括支援センターの機能拡大	1
行政との協働	行政との連携促進	5
	行政による連携促進に向けたコーディネート	3
		8
福祉人材の確保・育成	人材確保	3
	職員のスキルアップ	2
		5
報酬や補助金の見直し	障害福祉サービス等報酬の見直し	1
	専門機関への相談費補助	1
		2
総件数		79

## 1-4 保健・医療支援体制の充実

### 1-4-1 保健・医療支援体制の充実

#### 施策の方向性

地域で安心して暮らし続けるためには、気軽に相談・受診できるよう、保健・医療支援体制の充実を図ることが重要です。中でも、精神障がい者や難病患者、医療的ケア\*が必要な方等に対しては、福祉分野だけではなく、保健・医療分野と緊密に連携し、情報共有を図ることにより、適切な支援につなげていくことが重要です。

このような状況を踏まえ、関係機関との連携を促進し、支援体制の充実を図っていきます。

また、精神保健福祉に関する相談や手続きについて、区民の利便性の向上を図り、支援体制を強化していきます。

#### 区の主な取組

乳幼児期

学齢期

青年・成人期

高齢期

区の取組	概要	所管課
精神保健福祉地域支援推進会議の開催	精神障がいがあっても地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築を推進するために、保健・医療、福祉等の関係者で、長期入院患者の退院・地域生活への移行など、地域の課題を検討します。	○健康づくり課 ○障害福祉課 ○障がい者総合サポートセンター
難病対策地域協議会の開催	地域医療、保健、福祉等の関係者が連携して、難病患者を支える体制の構築に向けて課題を協議します。	○健康づくり課 ○地域健康課 ○福祉管理課
医療的ケア*児・者支援関係機関会議の開催	医療的ケア*が必要な方の支援を充実させるため、関連分野の支援機関が連携し、情報交換、連絡等を行います。	○障害福祉課

## 実態調査結果(障がい児支援の充実(保育の充実))

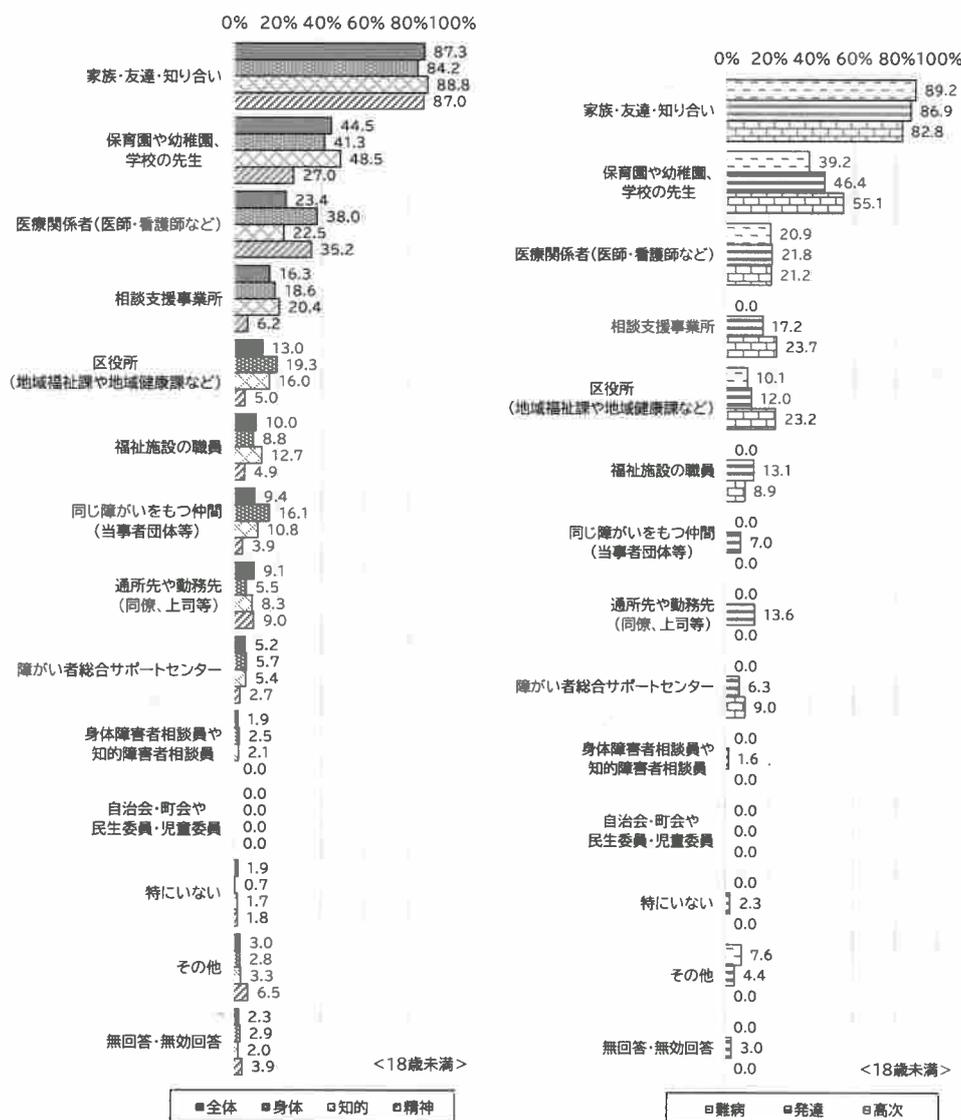
### 相談相手・相談先

18歳未満の方全体では、「家族・友達・知り合い」の回答が87.3%と最も高く、次いで「保育園や幼稚園、学校の先生」の回答が44.5%、「医療関係者(医師・看護師など)」の回答が23.4%となっている。また、「特にない」の回答は1.9%となっている。

障がい種別に見ると、[高次]において「保育園や幼稚園、学校の先生」、「区役所(地域福祉課や地域健康課など)」の回答が、[身体]、[精神]において「医療関係者(医師・看護師など)」の回答が全体と比較して高くなっている。

【18歳未満 問37】いま、あなたが相談できるのは、どのようなところ(人)ですか。(複数回答)

図表 0-2 相談相手・相談先(18歳未満)



## 1-5 障がい児支援の充実

### 1-5-1 保育の充実

#### 施策の方向性

子育て中の保護者は様々な悩みや不安を抱えており、ニーズに合った、適切な保育を受けられる体制づくりを進めていくことが重要です。

令和3年9月に施行された医療的ケア<sup>※</sup>児支援法では、医療的ケア<sup>※</sup>児に対して、保育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア<sup>※</sup>児に対する支援についての検討や、医療的ケア<sup>※</sup>児が在籍する保育所等に対する支援を行うことなどが明記されています。

このような状況を踏まえ、心身に障がいのある子どもが、安心して生活できる環境の中で、ほかの子どもとともに成長できるよう、障がいの特性に応じた関わりと、集団の中の一員としての関わりの両面を大事にしながら保育を行うとともに、医療的ケア<sup>※</sup>児受入体制の整備等の検討を進めていきます。

#### 区の主な取組

乳幼児期

学齢期

区の取組	概要	所管課
統合保育の充実	こどもの望ましい発達を促すため、医師及び臨床心理士 <sup>※</sup> による巡回相談を実施し、保育園及び保護者の支援の充実を図ります。 また、医療的ケア <sup>※</sup> 児受入体制の整備等の検討を進めていきます。	○保育サービス課
学童保育室での受入体制の充実	心理職職員による巡回相談や、児童館等の職員に対する支援力向上研修を実施し、学童保育を必要とする要支援児童 <sup>※</sup> や、医療的ケア <sup>※</sup> 児の受入体制の充実や質の向上を図ります。	○子育て支援課

実態調査結果(障がい児支援の充実(教育の充実))

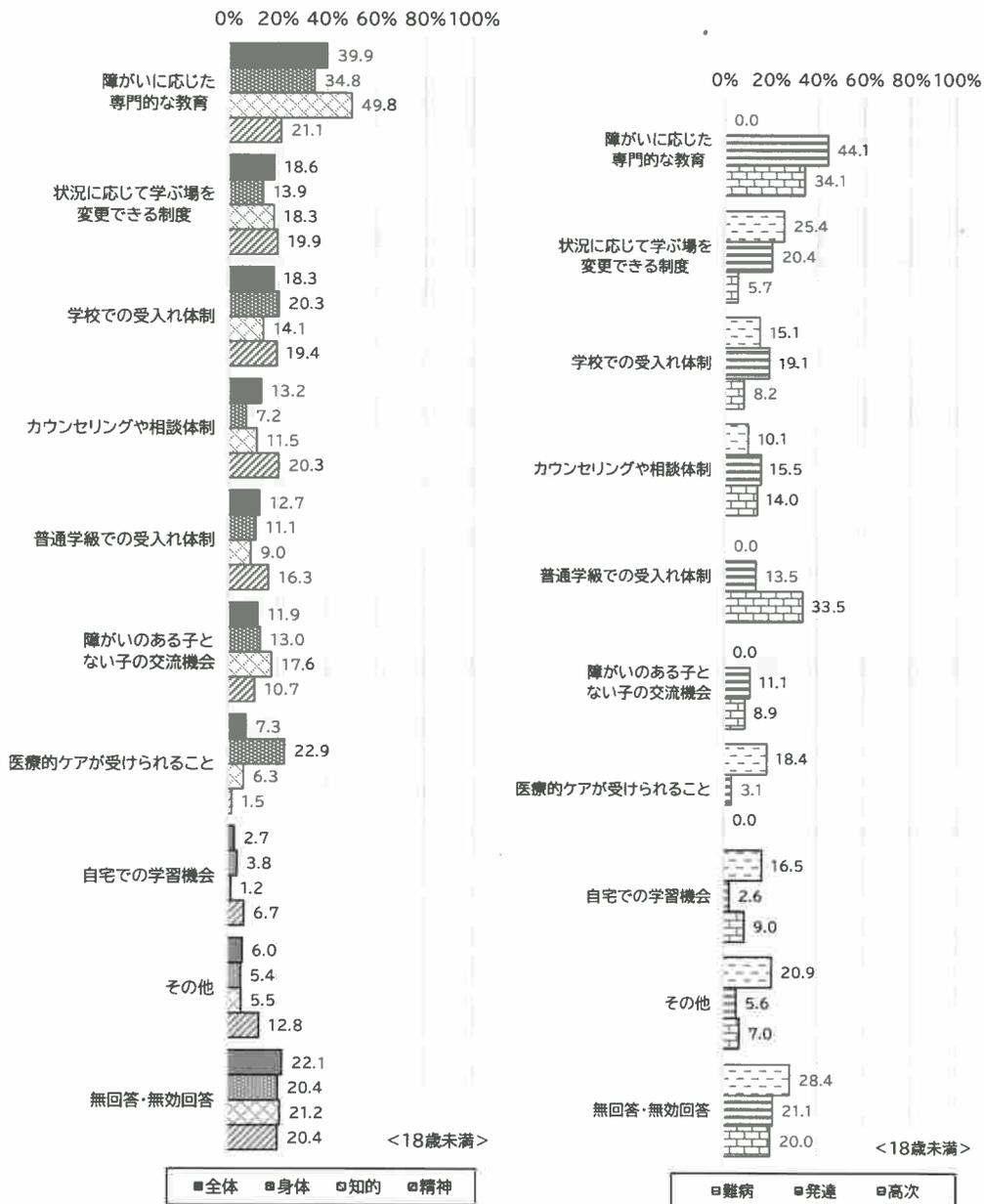
教育で充実してほしいこと

教育で充実してほしいことについて、18歳未満の方全体では、「障がいに応じた専門的な教育」の回答が39.9%と最も高く、次いで「状況に応じて学ぶ場を変更できる制度」の回答が18.6%、「学校での受入れ体制」の回答が18.3%となっている。

障がい種別に見ると、[高次]において「普通学級での受入れ体制」の回答が、[身体]、[難病]において「医療的ケアが受けられること」の回答が、[難病]において「自宅での学習機会」の回答が全体と比較して高くなっている。

【18歳未満 問17】あなたが、教育の場面において、特に充実させてほしいのはどのようなことですか。(2つまで回答)

図表 0-3 教育で充実してほしいこと(18歳未満)



## 1-5-2 教育の充実

### 施策の方向性

教育支援体制の充実に当たっては、こどもの成長段階に応じた、適切な支援を切れ目なく行うとともに、保護者の不安を解消するため、専門的な観点から相談・助言を行うことが重要です。

また、令和3年9月に施行された医療的ケア<sup>※</sup>児支援法では、医療的ケア<sup>※</sup>児に対して、教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア<sup>※</sup>児が在籍する学校に対する支援や、環境の整備を行うことなどが明記されています。

これらを踏まえて、心理職の教育相談員や、スクールカウンセラー<sup>※</sup>等による相談体制の充実を図ります。また、一人ひとりのニーズに応じた教育が受けられるよう、学びの場の整備を進めるとともに、学校、関係部局、医療機関等との連携を推進していきます。

### 区の主な取組

乳幼児期

学齢期

区の取組	概要	所管課
幼児教育相談の充実	幼児の保護者からの相談に対応するとともに、就学前機関の要請に基づき、学級運営上の相談に対応します。	○幼児教育センター
就学・教育相談の充実	心理職の教育相談員や、スクールカウンセラー <sup>※</sup> 等による相談体制の充実を図ります。 また、必要に応じて、就学を予定している学校との面談等を実施し、入学に向けた支援を行います。	○学務課 ○指導課 ○教育センター
特別支援教育の充実	障がいのある児童・生徒一人ひとりに応じた教育が受けられるよう、特別支援学級・特別支援教室(サポートルーム) <sup>※</sup> の設置や、学校特別支援員や、医療的ケア <sup>※</sup> 児のための看護師等の配置等を行い、特別支援教育の充実に向けて取り組みます。また、適切な支援が行えるよう、学校、関係部局、医療機関との連携を、さらに推進します。	○学務課 ○指導課 ○教育センター

